

[事案 26-183] 災害死亡保険金支払請求

・平成 27 年 5 月 27 日 裁定打切り

<事案の概要>

約款に定める支払事由に該当せず、災害死亡保険金が支払われないことを不服として、その支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

被保険者が転倒し、病院に搬送後、死亡したので、保険会社に災害死亡保険金を請求したところ、直接の死亡原因は腸骨動脈破裂による病死であることを理由に、約款上の支払事由（不慮の事故）に該当しないとして不支払いになった。しかし、転倒による脳挫傷が救急搬送の原因であり、災害死亡保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

死亡診断書上、病死と証明されており、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

- (1) 裁定審査会は、当事者から提出された書面（診断書を含む）にもとづき審理を行った。
- (2) 約款規定について、一般消費者が通常どのように理解するかを考慮した。

2. 裁定結果

上記手続の結果、当審査会は、詳細な事情を把握するため、医療記録を取り寄せ、病院の医師等の第三者の事情聴取を行い、専門家への医学鑑定を囑託する手続がないことから、業務規程」第 32 条 1 項 3 号および第 24 条 1 項 9 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることにした。